

議案第 22 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 58 年板橋区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 有料自転車駐車場の部成増駅南口第 5 自転車駐車場の項を削り、同部小竹向原駅北自転車駐車場の項中「東京都板橋区向原三丁目 8 番 8 号先」を「東京都板橋区向原三丁目 7 番」に改める。

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例別表第 1 有料自転車駐車場の部に規定する成増駅南口第 5 自転車駐車場の定期利用の承認を受けている者は、別に区長が指定する有料自転車駐車場の定期利用の承認を受けたものとみなす。

（提案理由）

有料自転車駐車場 1 か所を廃止し、1 か所の位置を変更する必要がある。